



医療費ダイエツト作戦

～ 医療費のムダを改善しよう! ～

後編

前号の「健保だよりNo. 991」では、今すぐに始められる医療費節約術として“賢い医療機関のかかり方”についてご紹介しました。今号では引き続き、“**要注意！時間外受診の落とし穴**”と“**ジェネリック医薬品を活用しよう！**”についてご紹介します。

前号の「健保だより」も併せてご覧ください



時間外や休日・深夜に受診すると、医療費がこんなにUP！

「夜はすいているから」「平日は忙しいから」…
 こんな理由で、夜間や休日に医療機関を受診したりしていませんか？
 夜間や休日などの受診は割増料金がかかり、自己負担はもちろん、西武健保の負担も増加します。急病などのやむをえない場合以外は、診療時間内に受診するようにしましょう。



加算される時間帯	加算額		薬局
	初診料 2,820円	再診料 720円	
時間外加算 ● おおむね午前8時前と午後6時以降 ● 土曜日は午前8時前と正午以降 ● 各医療機関が設定した休診日	+850円	+650円	調剤技術料と同額を加算
休日加算 ● 日曜・祝日などの休診日	+2,500円	+1,900円	調剤技術料の1.4倍額を加算
深夜加算 ● 午後10時から翌朝6時	+4,800円	+4,200円	調剤技術料の2倍額を加算

※地域医療支援病院、救急病院、救急診療所などでは、さらに高い加算がつくことがあります。

お子さんの急な病気はまず「小児救急電話相談」へ

#8000

 (全国同一の短縮番号)

※ご家庭のプッシュ回線および携帯電話からご利用いただけます。

8 0 0 0

夜間や休日、子どもが急病になったとき「#8000」に電話すると、小児科医や看護師が、対処法や受診可能な医療機関をアドバイスしてくれます。

※実施曜日・時間は都道府県によって異なります。

※相談料は無料。

ただし通話料は利用者負担となります。

詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html>



子どもの医療費については自治体で助成を行っているところがあり、医療機関の窓口でお金を払う必要がなくなったり、わずかな負担ですむようになっています。しかし、これはかかった医療費のうち、自己負担分（2割または3割）についてのみ助成する制度なので、残りの8割または7割については、通常の受診と同様、西武健保が負担しています。健保組合の医療費が多くなれば、皆さんの保険料にも影響しますので、ムダのない受診を心掛けましょう。



「子どもの救急」ホームページ

<http://kodomo-qq.jp/>

日本小児科学会が監修しているホームページ。生後1ヶ月から6歳までのお子さんを対象に、医療機関にかかるべきかの判断や対処法をサポートしてくれます。

西武健保の「ハロー健康相談24」もご利用ください

24時間年中無休
相談料は無料

気になるカラダの悩み、病気の悩み、育児の不安、お年寄りの介護、ココロの悩みなど、何でもお気軽にご相談ください。

24時間 救護無休

■フリーダイヤル 0120-24-9569

(携帯電話からもご利用いただけます)

■<https://t-pec.jp/websoudan/> ユーザー名: seibuk パスワード: 249569

(メンタルヘルスに関する相談は9:00~22:00)



プライバシーは厳守されます。



安心してお気軽にご利用ください。

ジェネリック医薬品を活用しよう！

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が切れたあと、新薬と同じ有効成分で製造された“後発医薬品”のこと。医療機関で処方される薬は、新薬かジェネリック医薬品のどちらかですが、ついつい「高い薬のほうがよく効くのでは？」と考えてしまいがちです。しかし、価格の差は効き目の差ではありません。新薬は効果や安全性が認められ、医薬品として承認を得るまでに莫大な時間や費用がかかるため、そのぶん高くてついでしまうのです。現在、製造・販売されているジェネリック医薬品は、国の厳格な審査を受け、承認されたものですので、安心して使うことができます。ジェネリック医薬品に切り替えていただくことにより、皆さんの薬代の負担が軽くなり、西武健保の医療費削減にもつながりますので、医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望することを伝え、積極的にジェネリック医薬品をご活用ください。



症状や薬の種類によっては、ジェネリック医薬品が使えないこともあります。まずは医師や薬剤師に相談し、必ずその指示に従ってください。

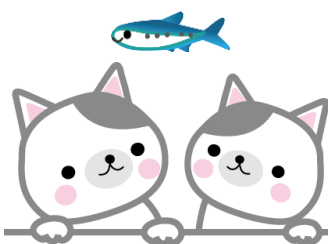
「ジェネリック医薬品希望シール」

必要な方は、会社担当者までお申し出ください。

保険証やお薬手帳などの余白部分に貼ってお使いください。



「健保だより No. 994（7月中旬以降配信予定）」では、さらに詳しくジェネリック医薬品についてご紹介します。



2回にわたってご紹介してきた“医療費節約術”、いかがでしたか。これからも、必要な人が必要なときに安心して医療を受けられるようにするために、そして皆さんに負担していただいている健康保険料を有効に活用していくために、一人ひとりができるところから始めていただけると幸いです。